

1問 AIの開発基盤を整備するためには、主張書面や証拠資料についても利用者に提供できるようにすることが有益である
と考えるが、今後、指定法人が提供する情報の範囲の拡大について検討をするのか、法務当局に問う。

- (委員御指摘のとおり、) 主張書面や証拠資料についても、AIの学習素材とすることにより、様々な活用が考えられるとの見解もあり得るところ。
- しかし、主張書面については、判断に必須とは言い切れない背景事情を含め、関連事実として様々な事実関係が記載されることがあり、証拠については、裁判に用いることを前提とせずに作成されるものが多くあることから、個人のプライバシーに属する情報や企業の経済活動に関する情報がより直接的に記載されることも多くある。
- こうした性質に鑑みれば、主張書面や証拠資料をデータベースに収録した場合には、裁判所が必要な情報を取捨選択して作成した電子判決書等とは異なり、当事者等の訴訟活動に萎縮的効果を与えることが懸念される。
- また、判決に至る過程では多数の主張書面や証拠が提出されることから、それらのデータは膨大な量になり、必要になる仮名処理等の作業も膨大なものになることが想定される。
- こうした事情に鑑み、本制度においては、電子判決書等の内容(民事裁判情報)と、これに関連する情報(民事裁判関連情報)をデータベースに収録することとしたものである。

(参考1) 電子判決書等のみならず訴訟記録についてデータベース化することに関する民事判決情報データベース化検討会における議論（パブリックコメントにおいて寄せられた意見とそれに対する考え方（検討会において報告・了承済み）

意見：今回の検討の対象を民事判決情報に限っているが、判決等の裁判結果情報以外の訴訟関連情報を検討の対象にしていない理由は何か。本「素案」の第2等で詳しく述べられている「利用」を、真に実のあるものとするためには、広く訴訟資料の情報を対象に考えるほうが自然に思えるし（実際に、判決書だけでは、事案に即した判例研究などの利用には足りないというのが常識的見解と思われ、現に第2・1にあるように、司法制度改革審議会意見書は、「訴訟の進行に関する情報を含む司法全般に関する情報の公開」を説いているし、また、民事訴訟においてデジタル化されるのは判決書だけではない。むしろ、各手続において積み重ねられたデジタルデータの「仕上げ」データが、判決書なのだと承知している。データベース化を裁判情報の国民への提供の実現へと結びつける大きな条件として考えるならば、判決書以外の裁判情報を対象から除外する理由は、ないのではないか。この点についてどのような議論がなされたのか、本報告書で言及されるよう望むものである。

考え方：本検討会（第15回）における議論の結果、主張書面や証拠まで含む訴訟記録の全てをデータベース化して広く一般に提供することとした場合、当事者等の訴訟活動に対する萎縮的効果が懸念されるほか、仮名処理に要する作業量が膨大なものとなることから、当面の間、基幹データベースに収録する対象は、電子裁判書の内容といわゆるメタデータに限るのが適切であるとされました。

(参考2) 法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会における議論（民事判決情報データベース化検討会第15回会議（令和6年6月27日実施）会議資料から抜粋）

○ 本検討会における検討の対象は、令和4年法律第48号による改正後の民事訴訟法の規定に基づき作成される電子裁判書ではあるものの、議論の過程において委員からは、準備書面等の訴訟資料に含まれる情報が裁判の理解に役立つことがあるのではないかとの視点が示されたことも

あった。

しかしながら、当事者の提出する主張書面には、関連事実として様々な事実関係が主張されることがあるほか、証拠には個人のプライバシーに属する情報や企業の経済活動に関する情報等がより直接的に記載されていることも多くあるため、電子裁判書にとどまらず訴訟資料を含む訴訟記録の全てをデータベース化して広く一般に提供するとした場合、当事者等の訴訟活動に萎縮的効果を与えることが懸念される。法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会においても、利害関係のない第三者に裁判所外の端末から訴訟記録の閲覧を認めることに関する議論において、プライバシーや個人情報流出のおそれが高まり、訴えの提起をちゅうちょさせてしまうのではないかなどといった意見があり、同部会の調査審議を経て取りまとめられた要綱では、電磁的訴訟記録の閲覧等に関し、最高裁判所規則において、当事者及び利害関係を疎明した第三者に限って、裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができるという内容の規律を設けるものとされた。